

○航空自衛官等身体歴取扱規則

昭和 32 年 5 月 29 日 航空自衛隊達第 16 号
航空幕僚長 空将 佐薙毅

改正

昭和 33 年 8 月 8 日	航空自衛隊達第 27 号	平成 5 年 4 月 14 日	航空自衛隊達第 16 号
昭和 38 年 4 月 6 日	航空自衛隊達第 22 号	平成 13 年 7 月 2 日	航空自衛隊達第 29 号
昭和 38 年 11 月 26 日	航空自衛隊達第 66 号	平成 14 年 2 月 8 日	航空自衛隊達第 1 号
昭和 41 年 9 月 24 日	航空自衛隊達第 28 号	平成 14 年 10 月 11 日	航空自衛隊達第 22 号
昭和 47 年 10 月 13 日	航空自衛隊達第 35 号	平成 19 年 1 月 5 日	航空自衛隊達第 1 号
昭和 54 年 2 月 26 日	航空自衛隊達第 5 号	平成 21 年 12 月 7 日	航空自衛隊達第 42 号
昭和 54 年 8 月 3 日	航空自衛隊達第 19 号	平成 22 年 6 月 30 日	航空自衛隊達第 21 号
昭和 56 年 3 月 2 日	航空自衛隊達第 16 号	平成 28 年 5 月 16 日	航空自衛隊達第 39 号
昭和 57 年 4 月 1 日	航空自衛隊達第 10 号	令和元年 6 月 27 日	航空自衛隊達第 14 号
昭和 63 年 4 月 8 日	航空自衛隊達第 11 号	令和 2 年 3 月 26 日	航空自衛隊達第 26 号

航空自衛官等身体歴取扱規則を次のように定める。

航空自衛官等身体歴取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、航空自衛官及び自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）の採用時からの身体検査、健康診断及び病歴等の身体に関する記録表等の種類及び当該記録つづり（以下「身体歴」という。）の取扱等に関して定めることを目的とする。

(身体歴の構成等)

第 2 条 身体歴は次の各号に掲げる記録表等を順につづって構成するものとし、当該記録表等の様式及び順序は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体歴表紙 別紙様式第 1
- (2) 航空身体検査表 航空自衛隊航空身体検査規則（昭和 54 年航空自衛隊達第 19 号。以下「検査規則」という。）別表第 1 に定める航空身体検査表
- (3) 既往歴及び家族歴 検査規則別表第 2 に定める既往歴及び家族歴調査票
- (4) 定期健康診断表 事務共通システムにより出力された帳票
- (5) 肺がん検診表 事務共通システムにより出力された帳票
- (6) 臨時健康診断表 事務共通システムにより出力された帳票
- (7) 特別健康診断表 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和 60 年航空自衛隊達第 26 号。以下「健康診断達」という。）別紙様式第 3 に定める特別健康診断表
- (8) 病歴記録表 別紙様式第 2

- (9) 免疫記録 事務共通システムにより出力された帳票
 - (10) 航空自衛隊採用時身体検査表 別紙様式第3
 - (11) レントゲンフィルム収納袋 別紙様式第4
 - (12) 体力検査表 別紙様式第5
 - (13) その他航空幕僚長が別に定める記録
- 2 前第4号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる記録表等の入力又は記載の要領は、別紙事務共通システムの操作手順書によるほか、別紙のとおりとする。
- 3 第1項第1号に規定する身体歴表紙の色並びに第1項第2号、第3号、第7号及び第10号に掲げる記録表等の記入要領は、別に定める。

(保管者)

第3条 身体歴の整備保管責任者（以下「保管者」という。）は、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号。以下「健康管理に関する訓令」という。）第2条の規定により健康管理を行う者とする。

- 2 保管者は、前条第1項に規定する記録表等を作成又は受領した場合は、当該自衛官等の身体歴につづり込むものとする。
- 3 保管者は、自衛官等が人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第25条第3項に規定する業務に従事した場合、身体歴の裏表紙に該当事項を記載するとともに、身体歴の表表紙右上部及び背表紙上部に保存期間を朱書きで記載するものとする。ただし、同項各号に重複して該当する場合には、そのうち最も長い保存期間を記載するものとする。
- 4 保管者は、自衛官等又は離職者が人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）第31条の規定に該当する補償の認定をされた場合、身体歴の裏表紙に認定年月日を記載するとともに、身体歴の表表紙右上部及び背表紙上部に公務と朱書きで記載するものとする。ただし、現に自衛官等である者が離職する日以前に完結したものについては、記載を要さない。
- 5 保管者は、航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成25年航空自衛隊達第43号）に基づき、身体歴の管理を適切に行わなければならない。

(亡失の場合)

第4条 身体歴の全部又は一部を亡失した場合には、保管者は当該自衛官等の他の人事記録その他の資料に基づき、新たに身体歴の全部又は一部を作成しなければならない。

(記録表等の作成)

第5条 健康診断達第2条第6号に規定する実施担当者は、健康管理に関する訓令第2章に規定する体力検査及び健康診断の結果について、体力検査については第2条第1項第12号に掲げる体力検査表に記入し、健康診断については別に定める方法により記入しなければならない。

(病歴記録表)

第6条 保管者は、自衛官等が傷害及び疾病により入院、帰郷療養又は引続き30日を超える休務を行なった場合には、速やかに病歴記録表に記入しなければならない。
(免疫記録)

第7条 予防接種又はツベルクリン反応検査の実施者は、事務共通システムに所要事項を入力しなければならない。
(航空自衛隊採用時身体検査表)

第8条 自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第14号)第3条に規定する身体検査の実施担当者は、同訓令第2条の規定に基づき、自衛官等(同訓令第4条第4号に規定する航空機操縦員となるべき自衛官を除く。)の採用予定者を決定するとき(以下「選考時」という。)の身体検査及び採用予定者を入隊させるとき(以下「入隊時」という。)の身体検査の記録を航空自衛隊採用時身体検査表に記入しなければならない。
(移管及び保存期間)

第9条 保管者は、自衛官等が保管者を異にする異動を行ったときは、速やかに当該自衛官等の身体歴を整備し、異動先の保管者に移管するものとする。

2 自衛官等が航空自衛隊内において入校等、臨時勤務等を命ぜられたとき及び航空自衛隊以外の防衛省の他の機関へ入校等、臨時勤務、派遣、補職等を命ぜられたときは、身体歴をそれぞれ入校等、臨時勤務、派遣、補職等先の部隊等へ移管するものとする。

3 移管は、本人携行又は郵送(書留)とする。

4 自衛官等が離職又は航空自衛隊以外の防衛省職員となったときは、速やかに航空幕僚長(首席衛生官気付)へ移管する。移管された身体歴は5年間保存するものとする。ただし、次の各号に該当する者の身体歴については、該当する期間保存するものとする。

(1) 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第25条第3項各号の規定に該当する場合は、その期間

(2) 人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)第31条の規定に該当する場合は、その完結の日から5年

5 自衛官等であった者が、離職後再び任用された場合で、前項の規定によりその身体歴が保存されているときは、当該身体歴を引き続き使用するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和32年6月1日から施行する。

2 従前の身体歴は、この規則による身体歴とみなす。

附 則(昭和33年8月8日航空自衛隊達第27号抄)

1 この規則は、昭和33年10月1日から施行する。

6 この規則施行前に行つた検査は、この規則に基いて行つた検査とみなす。

附 則(昭和38年4月6日航空自衛隊達第22号抄)

1 この達は、昭和38年4月6日から施行する。

附 則（昭和38年11月26日航空自衛隊達第66号）

改正 昭和57年4月1日航空自衛隊達第10号

平成13年7月2日航空自衛隊達第29号

1 この達は、昭和39年2月1日から施行する。

2 第2条に規定する身体歴は、第2号、第3号及び第7号を除き、航空自衛官以外の隊員に準用するものとし、身体歴表紙の色は赤紫色とする。ただし、第9号については、事務官等の採用時の身体検査の基準等に関する達（昭和37年航空自衛隊達第69号）に規定する職員採用身体検査表をもつて替えるものとする。

附 則（昭和41年9月24日航空自衛隊達第28号）

1 この達は、昭和41年9月24日から施行する。

2 この達の施行の際、現に作成されている身体歴は、この達の規定により作成されたものとみなす。

3 この達の施行の際、従前の規定による用紙のうち様式第4については、昭和42年1月31日まで、その他については残存部数に限り、従前の例によりこれを使用することができる。

附 則（昭和47年10月13日航空自衛隊達第35号）

1 この達は、昭和47年11月15日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている健康診断表及び免疫記録の用紙は、所要の箇所を修正して使用することができる。

附 則（昭和54年2月26日航空自衛隊達第5号）

この達は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則（昭和54年8月3日航空自衛隊達第19号抄）

1 この達は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月2日航空自衛隊達第16号）

1 この達は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている身体歴表紙（一般用及び操縦士等用）は、残存部数に限り所要の箇所を修正して使用するものとする。

附 則（昭和57年4月1日航空自衛隊達第10号）

1 この達は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、従前の規定による歯科健康記録の用紙は、残存部数に限り使用するものとする。

附 則（昭和63年4月8日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成5年4月14日航空自衛隊達第16号抄）

1 この達は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成13年7月2日航空自衛隊達第29号抄）

1 この達は、平成13年10月1日から施行する。

- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による身体歴表紙、病歴記録表、免疫記録及びレントゲンフィルム収納袋は、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。
- 3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による健康診断表は、残存部数に限り所要の修正を加えて、定期健康診断及び臨時健康診断に使用することができる。
- 4 この達施行の際、現に作成されている身体歴は、この達の規定により作成されたものとみなす。

附 則（平成14年2月8日航空自衛隊達第1号）

- 1 この達は、平成14年3月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による定期健康診断表及び免疫記録Iは、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。
- 3 この達施行の際、現に作成されている身体歴は、この達の規定により作成されたものとみなす。

附 則（平成14年10月11日航空自衛隊達第22号抄）

- 1 この達は、平成14年10月11日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に実施されている検査、その合格基準及び低圧室要員の指定並びにこれらの手続きは、なお従前の例による。
- 3 この達施行の際、現に作成、発行又は交付されている航空身体検査表、航空身体検査合格証明書及び航空生理訓練証は、改正後の相当規定に基づき作成、発行又は交付されたものとみなす。
- 4 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による航空身体検査合格証及び航空生理訓練証は、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年12月7日航空自衛隊達第42号）

- 1 この達は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による定期健康診断表及び航空自衛隊採用時身体検査表は、残存部数に限り所要の修正を加えて、使用することができる。
- 3 この達施行の際、現に作成されている身体歴は、この達の規定により作成されたものとみなす。
- 4 航空自衛官身体歴取扱規則の一部を改正する達（昭和38年航空自衛隊達第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第7号」を「第8号」に、「航空自衛官」を「自衛官等」に、「赤紫色」を「サックスブルー」に、「第9号」を「第10号」に改める。

附 則（平成22年6月30日航空自衛隊達第21号）

- 1 この達は、平成22年6月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号、第13条第1項及び同条第4項中「航空自衛官身体歴取扱規則」を「航空自衛官等身体歴取扱規則」に改める。

附 則

この達は、平成28年5月16日から施行する。

附 則（令和元年6月7日航空自衛隊達第14号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年3月26日航空自衛隊達第26号）

（施行期日）

1 この達は、令和2年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 この達施行の際、現に作成されている従前の身体歴表紙及び航空自衛隊採用時身体検査表は、残存部数に限り所要の修正をして使用することが出来る。

（航空自衛官身体歴取扱規則の一部を改正する達の一部改正）

3 航空自衛官身体歴取扱規則の一部を改正する達（昭和38年航空自衛隊達第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「準用するものとし、身体歴表紙の色はサックスブルーとする。」を「準用する。」に改める。

別紙（第2条関係）

記録表等記載要領

1 歯科検診

(1) 歯図の該当部位について、次の表の左欄に掲げる事項を同表中欄に掲げる記号を用いて記入する。この際、所見が二つ以上ある場合は併記する。

区 分		記 号	備 考
う蝕 ^{しよく} 、2次う蝕 ^{しよく}		C 1～C 4	
脱灰（初期う蝕 ^{しよく} ） 非進行性う蝕 ^{しよく}		C 0	緊急の修復処置は要さず、定期観察が必要なもの（慢性的なC 1・C 2で症状を伴わないものを含む。）
処 置 歯	アマルガム充てん	A F	
	金属インレー修復 部分被覆冠	I n	
	レジン充てん等非金属充 てん	C R	
	全部被覆冠 前装鑄造冠	C K	
	非金属冠	J K	
	架工義歯	B r (×)	×は、欠損部位を示す。
	部分床義歯	<u>P D</u>	下線は、義歯装着部位を示す。
	全部床義歯	<u>F D</u>	
治療中の歯及び破折歯		C 2～C 3	C 3処置歯は、C 2とする。
補綴 ^{てつ} を要する欠損歯		M	
補綴 ^{てつ} を要しない欠損歯		/	
くさび 楔状欠損		W	
半埋状智歯		I P O	別に定める判定基準により、「要注意・要観察」と判定されたものを「I P O」、「要軽業・要医療」と判定されたものを「I P」とする。
		I P	

萌出不全	I P O	智歯以外の萌出不全は「I P O」とする。ただし、う ^{しよく} 蝕、歯周病等がある場合は、それを優先する。
------	-------	---

(2) 口腔^{くわう}清掃状態及び歯周組織の炎症

該当する程度を○印で囲む。

(3) 要補綴^{てつ}

補綴^{てつ}処置を必要とする欠損部位がある場合は、該当する顎^{がく}を○印で囲む。

(4) 咬合^{こう}異常及び舌・口腔^{くわう}粘膜疾患

該当の有無を○印で囲む。

(5) 歯科指示区分

健康管理に関する訓令別表第2に定める指示区分を記入する。

(6) その他特記事項

必要があれば記入する。

2 病歴記録表

(1) 年月日

傷病の治療を開始した年月日及び転帰（治癒、寛解、死亡）の年月日を記入する。

(2) 傷病名、入院期間、医療機関名等

ア 傷病名は、状況に応じて別に定める統計用符号を記入する。

イ 入院、帰郷療養又は休務の区別と、その期間を記入する。

ウ 治療先又は入院先の医療機関名を記入する。

エ 上記のほか、参考となる事項があれば記入する。

(3) 記載事項を変更し又は訂正する場合には、朱線2本で抹消し、その線上に記録の担当者が押印する。

3 免疫記録

ツベルクリン反応の記録要領は、次のとおりとする。

(1) ツベルクリン反応検査の結果は、発赤長径のミリメートルで入力する。ただし、1ミリメートル未満は四捨五入するものとする。

(2) ツベルクリン反応判読の基準は、次の表のとおりとする。

反 応	判 定	符 号
発赤の長径 9 ミリメートル以下	陰性	(-)
発赤の長径 10 ミリメートル以上	陽 性	弱陽性 (+)
発赤の長径 10 ミリメートル以上で硬結を伴うもの		中等度陽性 (++)
発赤の長径 10 ミリメートル以上で硬結に二重発赤、水ほう、壊死等を伴うもの		強陽性 (+++)

該当なし

該当事項

人事院規則 10-4 第 25 条第 3 項		業務開始年度
<input type="checkbox"/> 第 1 号 (石綿)	40 年	_____
<input type="checkbox"/> 第 2 号 (特定有害物質)	30 年	_____
<input type="checkbox"/> 第 3 号 (粉じん)	7 年	_____
<input type="checkbox"/> 第 4 号 (放射線)	30 年	_____

	認定年月日	完結した日
<input type="checkbox"/> 公務災害	_____	_____
	_____	_____

該当する にチェック する。

離職年月日： _____

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

航空自衛隊採用時身体検査表

選考時No.							入隊時No.						
1 氏名 (ふりがな)				2 生年月日				3 住所					
男 女				昭・平 年 月 日 (満 才)									
	選考時				印	判定	入隊時				印	判定	
4 身長 (cm)													
5 体重 (kg)													
6 聴力		聴力計法		秒時計法				聴力計法		秒時計法			
		1000	4000					1000	4000				
		右			右								
		左			左								
7 視力		右	()	左	()			右	()	左	()		
8 色覚													
9 尿	たん白												
	糖												
	顕微鏡												
	正常	異常	記 事				正常	異常	記 事				
10 皮膚													
11 関節													
12 ^{せき} 脊柱・筋骨格													
13 聴器													
14 視器													
15 直腸肛門													
16 泌尿生殖器													
17 ^{くう} 鼻腔、 ^{くう} 副鼻腔 ^{くう} 口腔、 ^{いんこう} 咽喉													
18 胸部													
19 腹部内臓													
20 脳神経、精神													

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第2条関係）

体力検査表

実施年月日：

実施項目	計測値		実施項目	計測値
背筋力			跳力	
懸垂力			投力	
握力	右	左	走力	

体重測定記録

Kg	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	Kg
100														100
95														95
90														90
85														85
80														80
75														75
70														70
65														65
60														60
55														55
50														50
45														45
40														40

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。